

定価(消費税込)一箇年 一六、八〇〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第七十号

平成十七年
十二月一日

木曜日

目次

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	一
人事委員会	
山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	四
山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	七
山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	九
最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則	一
初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	一
特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	一三
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	一三
平成十七年十二月に支給する期末手当の特例に関する規則	一三

規則

山梨県規則第六十一号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年十二月一日

山梨県知事 山本 栄彦

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十六年山梨県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第三条関係）

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	—	183,100	200,600	225,600	253,800
	2	120,200	189,000	206,600	232,500	261,000
	3	123,900	194,800	212,800	239,400	268,300
	4	127,700	200,500	219,300	246,500	276,300
	5	131,500	206,500	225,500	253,100	284,300
	6	135,600	212,700	232,200	259,900	292,500
	7	140,300	219,200	238,400	266,500	300,900
	8	145,100	225,000	244,200	272,700	309,000
	9	151,000	231,100	249,800	278,400	316,900
	10	157,000	236,900	255,600	283,800	324,400
	11	164,500	242,400	260,900	289,200	331,900
	12	171,200	248,000	266,000	294,500	338,900
	13	177,100	253,000	271,000	299,800	345,900
	14	183,100	258,100	275,900	304,700	351,900
	15	188,400	262,900	280,600	309,300	358,000
	16	193,300	267,400	285,300	313,800	363,900
	17	198,300	272,100	289,200	318,000	373,500
	18	203,600	276,700	292,700	322,300	381,000
	19	208,800	281,000	295,900	326,300	386,500
	20	213,800	284,600	298,800	329,900	391,500
	21	219,200	287,200	301,600	333,300	394,900
	22	224,200	289,400	304,200	336,400	398,400
	23	229,000	291,700	306,900	338,800	401,800
	24	233,800	293,700	309,300	341,300	405,200
	25	238,600	295,700	311,700	343,500	408,500
	26	242,700	297,600	313,700	345,900	411,900
	27	246,700	299,400	315,800	348,100	415,300
	28	250,400	301,300	317,700		
	29	253,600	303,100	319,900		
	30	255,900	305,000	322,100		
	31	258,000	306,800	324,100		
	32	259,900				
	33	261,200				
	34	262,600				
	35	264,200				
	36	265,900				
	37	267,500				
	38	269,200				
	39	270,700				
	40	272,300				
	41	273,900				
	42	275,600				
43	277,100					
再任用職員		201,500	211,500	227,800	253,100	288,300

別表第四（第六条関係）

給料の調整基本額表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	7,000円（2号給にあつては5,409円、3号給にあつては5,575円、4号給にあつては5,746円、5号給にあつては5,917円、6号給にあつては6,102円、7号給にあつては6,313円、8号給にあつては6,529円、9号給にあつては6,795円）
2 級	8,000円
3 級	8,600円
4 級	9,100円
5 級	10,400円

別表第四を次のように改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。
(給料の切替え等)
- 2 この規則に基づく給料の切替え及びこれに伴う措置については、山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)の適用を受ける職員の例による。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第三十二号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年十二月一日

山梨県人事委員会

委員長 浅井和夫

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。
別表第十一を次のように改める。

別表第十一 調整基本額表（第三十条関係）

イ 行政職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	5,100円
2 級	6,500円
3 級	8,500円。ただし、1号給8,271円
4 級	9,700円
5 級	10,200円
6 級	10,800円
7 級	11,200円
8 級	11,800円
9 級	12,800円
10 級	13,500円
11 級	15,400円

ロ 医療職給料表(一)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	11,100円。ただし、2号給10,584円、3号給11,029円
2 級	13,800円。ただし、1号給13,270円
3 級	15,400円
4 級	16,500円

ハ 医療職給料表(二)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,100円
2 級	8,000円。ただし、2号給7,924円
3 級	9,600円。ただし、1号給9,211円、2号給9,531円
4 級	10,200円
5 級	11,100円
6 級	11,900円
7 級	13,000円

ニ 医療職給料表(三)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,000円。ただし、2号給6,817円、3号給7,069円、4号給7,330円、5号給7,609円、6号給7,974円
2 級	9,900円。ただし、2号給8,023円、3号給8,401円、4号給8,820円、5号給9,072円、6号給9,337円、7号給9,603円
3 級	10,200円。ただし、1号給9,909円
4 級	10,600円
5 級	11,000円
6 級	12,400円
7 級	13,300円

ホ 研究職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,000円。ただし、2号給6,034円、3号給6,232円、4号給6,457円、5号給6,741円、6号給7,078円、7号給7,461円、8号給7,866円
2 級	9,600円。ただし、2号給8,235円、3号給8,671円、4号給9,076円、5号給9,486円
3 級	11,500円。ただし、1号給11,443円
4 級	12,400円
5 級	15,600円。ただし、1号給15,268円

ヘ 福祉職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	7,800円。ただし、1号給6,606円、2号給6,813円、3号給7,060円、4号給7,317円、5号給7,591円
2 級	9,700円。ただし、1号給8,523円、2号給8,847円、3号給9,166円、4号給9,495円
3 級	10,200円
4 級	11,200円
5 級	11,800円
6 級	12,800円

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。
- (施行日における昇格又は降格の特例)
- 2 この規則の施行の日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の山梨県職員の給与に関する規則第二十五条の二又は第二十五条の三の規定を適用する。

山梨県人事委員会規則第三十三号

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年十二月一日

山梨県人事委員会

委員長 浅井和夫

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。
別表第七を次のように改める。

別表第七 調整基本額表（第二十七条関係）

イ 教育職給料表（一）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,400円。ただし、2号給7,213円、3号給7,569円、4号給8,019円、5号給8,505円、6号給8,851円、7号給9,175円
2 級	11,000円。ただし、2号給9,099円、3号給9,490円、4号給9,891円、5号給10,318円、6号給10,741円
3 級	12,600円。ただし、1号給11,335円、2号給11,916円、3号給12,487円
4 級	13,500円。ただし、1号給12,816円、2号給13,482円
5 級	16,100円

ロ 教育職給料表（二）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,300円。ただし、2号給6,615円、3号給6,889円、4号給7,213円、5号給7,569円、6号給7,969円、7号給8,419円、8号給8,716円、9号給9,013円
2 級	11,600円。ただし、2号給8,572円、3号給8,883円、4号給9,193円、5号給9,526円、6号給9,882円、7号給10,372円、8号給10,890円、9号給11,412円
3 級	12,700円（条例別表第二の備考（二）に定める職員にあつては、12,900円）
4 級	14,000円

ハ 教育職給料表（三）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,400円。ただし、2号給6,615円、3号給6,889円、4号給7,213円、5号給7,569円、6号給7,969円
2 級	11,500円。ただし、2号給7,308円、3号給7,681円、4号給8,082円、5号給8,572円、6号給8,883円、7号給9,193円、8号給9,526円、9号給9,882円、10号給10,372円、11号給10,890円、12号給11,412円
3 級	12,200円（条例別表第三の備考（二）に定める職員にあつては、12,500円）。ただし、1号給12,114円（同表の備考（二）に定める職員にあつては、12,474円）
4 級	13,600円

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。
- (施行日における昇格又は降格の特例)
- 2 この規則の施行の日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の山梨県学校職員の給与に関する規則第二十二條の二又は第二十二條の三の規定を適用する。

山梨県人事委員会規則第三十四号

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年十二月一日

山梨県人事委員会

委員長 淺井和夫

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第六條中「条例別表第一公安職給料表」を「条例別表公安職給料表」に改める。
別表第十を次のように改める。

別表第十 調整基本額表（第二十四条の四関係）

公安職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,100円。ただし、2号給7,029円、3号給7,326円、4号給7,645円、5号給7,956円、任期付職員7,326円
2 級	9,000円。ただし、2号給7,717円、3号給8,041円、4号給8,451円、5号給8,896円
3 級	9,800円。ただし、2号給8,905円、3号給9,265円、4号給9,630円
4 級	10,600円。ただし、1号給10,363円
5 級	11,200円
6 級	11,900円
7 級	12,200円
8 級	12,700円
9 級	13,200円
10 級	13,900円

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。
 - 2 この規則の施行の日には昇格又は降格の特例) (施行日における昇格又は降格の特例)
- この規則の施行の日には昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の山梨県警察職員の給与に関する規則第二十一条の二又は第二十一条の三の規定を適用する。

山梨県人事委員会規則第三十五号

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則を次のように定める。

平成十七年十二月一日

山梨県人事委員会

委員長 淺井和夫

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則 (給料月額の切替え)

第一条 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第百二二号)附則第二条、山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第百三三号)附則第二条及び山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第百四四号)附則第二条に規定する施行日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額(山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)別表第二の備考(二)又は別表第三の備考(二)の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下同じ。)を受けていた職員の施行日における給料月額(以下「新給料月額」という。)は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級の最高の号給とその1号給下位の号給との
その者の施行日の前日における給料月額 — 施行日の前日におけるそ
(以下「旧給料月額」という。) の最高の号給の額

差額 ×

施行日の前日におけるその者の属する職務の級の最高の号給とその1号給の者の属する職務の級の

給下位の号給との差額 + 施行日におけるその者の属する職務の級の最高の号給

の額

(期間の通算)

第二条 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)第八条の五第二項ただし書、山梨県職員給与条例の一部を改正する条例(平成十三年山梨県条例第四十七号)附則第四項若しくは第五項、山梨県学校職員給与条例第八條第二項ただし書、山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成十三年山梨県条例第四十八号)附則第四項若しくは第五項、山梨県警察職員給与条例(昭和二十九年山梨県条例第四十三号)第八条の四第二項ただし書又は山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例(平成十三年山梨県条例第四十九号)附則第四項若しくは第五項の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間)をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。
- 2 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則(平成十五年山梨県人事委員会規則第二十二号)は、廃止する。

山梨県人事委員会規則第三十六号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十七年十二月一日

山梨県人事委員会

委員長 淺井和夫

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則(昭和四十二年山梨県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表（第五条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員		2 項 職 員
	1 種	2 種	
1 年 未 満	268,500 ^円	216,000 ^円	50,000 ^円
1 年 以 上 2 年 未 満	268,500	216,000	50,000
2 年 以 上 3 年 未 満	268,500	216,000	50,000
3 年 以 上 4 年 未 満	268,500	216,000	50,000
4 年 以 上 5 年 未 満	268,500	216,000	50,000
5 年 以 上 6 年 未 満	268,500	216,000	50,000
6 年 以 上 7 年 未 満	268,500	216,000	48,200
7 年 以 上 8 年 未 満	268,500	216,000	46,400
8 年 以 上 9 年 未 満	268,500	216,000	44,600
9 年 以 上 10 年 未 満	268,500	216,000	42,800
10 年 以 上 11 年 未 満	268,500	216,000	41,000
11 年 以 上 12 年 未 満	268,500	216,000	39,200
12 年 以 上 13 年 未 満	268,500	216,000	37,400
13 年 以 上 14 年 未 満	268,500	216,000	35,600
14 年 以 上 15 年 未 満	268,500	216,000	34,200
15 年 以 上 16 年 未 満	268,500	216,000	32,800
16 年 以 上 17 年 未 満	264,500	212,700	31,400
17 年 以 上 18 年 未 満	260,500	209,400	30,000
18 年 以 上 19 年 未 満	256,500	206,100	28,600
19 年 以 上 20 年 未 満	252,500	202,800	27,200
20 年 以 上 21 年 未 満	248,500	199,500	25,800
21 年 以 上 22 年 未 満	238,600	192,200	25,200
22 年 以 上 23 年 未 満	228,500	184,700	24,600
23 年 以 上 24 年 未 満	218,800	177,700	23,700
24 年 以 上 25 年 未 満	208,800	170,300	23,100
25 年 以 上 26 年 未 満	198,900	163,100	22,500
26 年 以 上 27 年 未 満	185,200	152,000	21,900
27 年 以 上 28 年 未 満	171,800	141,400	21,300
28 年 以 上 29 年 未 満	158,400	130,600	20,600
29 年 以 上 30 年 未 満	144,700	119,500	20,300
30 年 以 上 31 年 未 満	129,800	108,000	19,900
31 年 以 上 32 年 未 満	114,800	96,200	19,300
32 年 以 上 33 年 未 満	100,100	84,800	18,500
33 年 以 上 34 年 未 満	75,300	65,300	17,600
34 年 以 上 35 年 未 満	52,500	47,500	16,900

備 考

- 1 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第3条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- 2 この表において、「1項職員」とは第1条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において、「1種」とは第1条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員をいう。

附則

この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第三十七号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年十二月一日

山梨県人事委員会

委員長 浅井和夫

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号の次に次の一号を加える。

三 前項各号に定める日が平成十七年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第百二二号）の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の山梨県職員給与条例、山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第百三二号）の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の山梨県警察職員給与条例又は山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第百四号）の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の山梨県警察職員給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

第四条第三項第二号の次に次の一号を加える。

三 職員給与条例第二十五条の二第一項、学校職員給与条例第十六条の五第一項及び警察職員給与条例第二十二條の二第一項に規定する異動又は公署等の移転の日が平成十七年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員 前項中「受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第百二二号）の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の山梨県職員給与条例、山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第百三二号）の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の山梨県警察職員給与条例又は山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第百四号）の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の山梨県警察職員給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

附則

この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第三十八号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年十二月一日

山梨県人事委員会

委員長 浅井和夫

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「百分の百四十」を「百分の百五十」に、「百分の百八十」を「百分の百九十」に改め、同条第二号中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の九十」を「百分の百」に改める。

附則

この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第三十九号

平成十七年十二月に支給する期末手当の特例に関する規則を次のように定める。

平成十七年十二月一日

山梨県人事委員会

委員長 浅井和夫

平成十七年十二月に支給する期末手当の特例に関する規則

（改正職員給与条例附則第五条第一項第二号等に掲げる額を調整額に含めない職員）

第一条 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第百二二号。以下「改正職員給与条例」という。）附則第五条第一項、山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第百三二号。以下「改正学校職員給与条例」という。）附則第五条第一項及び山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第百四号。以下「改正警察職員給与条例」という。）附則第五条第一項（第四条において「改正職員給与条例附則第五条第一項等」という。）の人事委員会規則で定める職員は、平成十七年六月に期末手当及び勤勉手当を支給された職員のうち、同月一日から同年十二月一日（同月に支給する期末手当について改正職員給与条例第一条の規定による改正後の山梨県職員給与条例第二十一条後段若しくは第三十四条第六

項、改正学校職員給与条例第一条の規定による改正後の山梨県学校職員給与条例第二十一条第六項若しくは第二十二条第一項後段又は改正警察職員給与条例第一条の規定による改正後の山梨県警察職員給与条例第二十九条後段若しくは第三十二条第六項の規定の適用を受ける職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。）までの期間引き続き在職した職員（同年六月一日（同日前）箇月以内に退職した職員であつて、同月に支給された期末手当及び勤勉手当について改正職員給与条例第一条の規定による改正前の山梨県職員給与条例第三十一条後段、第三十三条第一項後段若しくは第三十四条第六項、改正学校職員給与条例第一条の規定による改正前の山梨県学校職員給与条例第二十一条第六項、第二十二条第一項後段若しくは第二十二条の四第一項後段又は改正警察職員給与条例第一条の規定による改正前の山梨県警察職員給与条例第二十九条後段、第三十一条第一項後段若しくは第三十二条第六項の規定の適用を受けたものにあつては、当該退職した日）から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続き次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。）以外の職員とする。

一 県の特別職の職員

二 国家公務員

三 他の地方公共団体の職員

四 山梨県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年山梨県条例第四十三号）の適用を受ける職員又は単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十六年山梨県条例第七号）の適用を受ける職員

五 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十條第二項に規定する退職派遣者

（新たに職員となつた者の改正職員給与条例附則第五条第一項第一号等の給料等の月額
の算定の基準となる日の特例）

第二条 改正職員給与条例附則第五条第一項第一号、改正学校職員給与条例附則第五条第一項第一号及び改正警察職員給与条例附則第五条第一項第一号（以下「改正職員給与条例附則第五条第一項第一号等」という。）の人事委員会規則で定めるものは、平成十七年四月一日から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続き前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものとする。

2 改正職員給与条例附則第五条第一項第一号等の人事委員会規則で定める日は、平成十七年四月二日から基準日までの期間における新たに職員となつた日（当該期間において、職員が人事交流等により引き続き前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた場合における当該日を除く。）のうち最も遅い日とする。

（在職しなかつた期間等がある職員の改正職員給与条例附則第五条第一項第一号等の月数の算定）

第三条 改正職員給与条例附則第五条第一項第一号等の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 職員として在職しなかつた期間（基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であつて、平成十七年四月一日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続き第一条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日（次項において、「施行日」という。）の属する月の前月までの間の月の中途において、同条第一号、第四号又は第五号に掲げる者（以下この号及び次条において、「特別職等」という。）であつた者から人事交流等により引き続き新たに職員となつた場合における新たに職員となつた月の初日から新たに職員となつた日の前日までの期間のうち特別職等として勤務した期間（同項において、「特定特別職等期間」という。）を除く。）

二 休職期間（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、専従休職期間（同法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）、大学院修学休業期間（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。）、非常勤職員期間（山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）以下この項において、「職員給与条例」という。）第三十六条、山梨県学校職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第四十号）以下この項において、「学校職員給与条例」という。）第二十四条又は山梨県警察職員給与条例（昭和二十九年山梨県条例第四十三号）以下この項において、「警察職員給与条例」という。）第三十四条の規定の適用を受ける職員として在職した期間をいう。）、派遣期間（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年山梨県条例第二号）第二条第一項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除

く。)をいう。)、育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三
年法律第百十号)第二条の規定により育児休業をしていた期間をいう。)、公益法
人等派遣期間(公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例(平成十三年山梨
県条例第四十三号。次条において「公益法人等派遣条例」という。))第二条第一
項の規定により派遣されていた期間をいう。))又は無給休暇期間(山梨県職員の勤務
時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山梨県条例第五号)第十六条又は
山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第二十七号)
第十七条に規定する無給休暇の期間をいう。))

三 停職期間(地方公務員法第二十九条第一項から第三項までの規定により停職にさ
れていた期間をいう。))

四 職員給与と条例附則第五項、学校職員給与と条例附則第五項、警察職員給与と条例附則
第七項、山梨県職員の育児休業等に関する条例(平成四年山梨県条例第一号)第十
条、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第十五条第三項、山梨県学
校職員の勤務時間等に関する条例第十六条第三項又は山梨県職員の修学部分休業に
関する条例(平成十七年山梨県条例第二号)第三条の規定により給与を減額された
期間

五 職員給与と条例第四条、学校職員給与と条例第十八条又は警察職員給与と条例第四条の
規定により給与を減額された期間

2 改正職員給与と条例附則第五条第一項第一号等の人事委員会規則で定める月数は、平
成十七年四月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する
月の数とする。

一 前項第一号、第二号又は第四号に掲げる期間(特定特別職等期間のある月にあつ
ては、同項第二号又は第四号に掲げる期間に相当する期間を含む。))のある月

二 前項第三号又は第五号に掲げる期間(特定特別職等期間のある月にあつては、同
項第三号又は第五号に掲げる期間に相当する期間を含む。))のある月(前号に該当
する月を除く。))であつて、その月について支給された給料の額(特定特別職等期
間のある月にあつては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額)が改正職員給
与と条例附則第五条第一項第一号等に規定する合計額に百分の〇・三七を乗じて得た
額(第五条において「改正職員給与と条例附則第五条第一項第一号等基礎額」という。))
に満たないもの

(権衡職員についての特例)

第四条 改正職員給与と条例附則第五条第二項、改正学校職員給与と条例附則第五条第二項
及び改正警察職員給与と条例附則第五条第二項の他の職員との権衡を考慮する必要があ

る者として人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 平成十七年四月一日から同年十二月一日までの期間の全期間が公益法人等派遣条
例第二条第一項の規定により派遣された期間であつて、当該派遣期間中給料の全額
を支給された職員

二 平成十七年四月一日から同年十二月一日までの間に特別職等から人事交流等によ
り引き続き新たに職員となつた者

三 公益法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣され、平成十七年四月一日か
ら同年十二月一日までの間に職務に復帰した職員

2 改正職員給与と条例附則第五条第二項の規定により読み替えて適用する改正職員給与
と条例附則第五条第一項、改正学校職員給与と条例附則第五条第二項の規定により読み替
えて適用する改正学校職員給与と条例附則第五条第一項及び改正警察職員給与と条例附則
第五条第二項の規定により読み替えて適用する改正警察職員給与と条例附則第五条第一
項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定
める額とする。ただし、これらの額によることが著しく不相当であると認められる場
合には、任命権者が人事委員会と協議して定める額とする。

一 前項第一号及び第三号に掲げる者 派遣がなかつたものとした場合における改正
職員給与と条例附則第五条第一項等の規定の例による調整額

二 前項第二号に掲げる者 特別職等に係る給与に関する条例又は規程の改正職員給
与と条例附則第五条第一項等の規定に相当する規定の例による改正職員給与と条例附則
第五条第一項等に規定する調整額に相当する額

3 前項の場合においては、第一項第二号に掲げる者にあつては特別職等から人事交流
等により引き続き新たに職員となつた日の前日を当該特別職等に係る給与に関する条
例又は規程の改正職員給与と条例附則第五条第一項等の規定に相当する規定の例におけ
る基準日に相当する日と、第一項第三号に掲げる者にあつては職務に復帰した日の前
日を改正職員給与と条例附則第五条第一項等の規定の例における基準日とみなす。
(端数計算)

第五条 改正職員給与と条例附則第五条第一項第一号等基礎額又は改正職員給与と条例附則
第五条第一項第二号、改正学校職員給与と条例附則第五条第一項第二号若しくは改正警
察職員給与と条例附則第五条第一項第二号に掲げる額に一円未満の端数を生じたとき
は、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第六条 この規則の実施に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。

(規則の廃止)

2 平成十五年十二月に支給する期末手当の特例に関する規則(平成十五年山梨県人事委員会規則第二十五号)は、廃止する。